

事 務 連 絡
令和7年7月14日

各都道府県

私立学校産業教育関係国庫補助金担当者 殿

文部科学省初等中等教育局参事官（高等学校担当）付
産業教育振興室助成係

令和7年度における産業教育関係国庫補助金に係る
施設・設備の整備計画（追加募集）について（依頼）

令和7年度における私立学校施設整備費補助金（私立高等学校産業教育施設整備費）及び学校教育設備整備費等補助金（高等学校産業教育設備整備費）については、今年度の予算に残額があることから、追加募集を行います。

つきましては、産業教育関係国庫補助金に係る施設・設備の整備計画について、貴域内学校法人における整備計画がある場合には、「高等学校産業教育施設整備費国庫補助金交付要綱（平成15年4月1日文部科学大臣決定、以下「交付要綱」という）」、「高等学校における産業教育に関する施設・設備の基準面積・基準金額の算定等について（平成6年6月30日付け文初職第24号）」、「高等学校産業教育施設整備費国庫補助事業及び高等学校産業教育設備整備費国庫補助事業による産業教育のための実験実習施設・設備の整備等について（平成15年4月1日付け15文科初第1132号）（以下、「実験実習施設・設備の整備等について」という。）及び下記事項に留意の上、令和7年8月8日（金）までに産業教育振興室助成係までメールにて提出願います。

なお、高等学校産業教育施設整備費に係る事業については、例外的に明許繰越しが制度上認められておりますことを申し添えます。

明許繰越し制度の詳細につきましては、「（別添）明許繰越」をご参照ください。

記

1. 整備計画の様式

○別紙様式

○施設整備費については

「高等学校産業教育施設整備費国庫補助事業に係る諸手続様式等について（平成15年4月1日付け）15文科初第381号）」別表第1号様式の第2表（以下「施設事業計画」という）

○設備整備費については

「学校教育設備整備費等補助金交付要綱」様式第7別添5の明細表の様式を準用し、次の2～3により作成する。

2. 各様式共通事項

- （1）年月日記入欄には予定日を入力する。
- （2）施設整備費（特別装置）及び設備整備費に関する見積書及びカタログ（定価、規格が記載されているもの）を添付する。（郵送可）
- （3）補助事業実施のために必要な借入等を予定している場合、借入等の検討状況について説明した資料を添付する。（任意様式）

3 施設事業計画について

- (1) 令和7年度の建築工事費の予算単価については以下のとおりとする。

○一般施設、普通科等家庭科、専攻科、産業教育共同利用施設、農業経営者育成高等学校拡充整備建築単価

【A】普通科等家庭科及び温室等校舎外実験実習施設

- ・鉄筋コンクリート造（R）：336,100 円／㎡（予定）
- ・鉄骨造（S）：310,800 円／㎡（予定）
- ・木造（W）：鉄筋コンクリート造（R）単価による

【B】Aを除く実験実習施設

- ・鉄筋コンクリート造（R）：355,700 円／㎡（予定）
- ・鉄骨造（S）：330,400 円／㎡（予定）
- ・木造（W）：鉄筋コンクリート造（R）単価による

（実工事費の実施単価が予算単価を下回る場合は、実施単価にて算定してください）

- (2) 「実績報告時記入欄」については、記入しない。
- (3) 実験実習施設について、普通教室から実験実習室にするための修理費（模様替えを含む）も対象となります。（交付要綱別表1のうち一般施設5（4）参照）
- (4) 平面図は、整備する施設の面積及び実習室名等が確認できるものを添付する。（補助対象範囲がわかるように色分けして下さい）
- (5) 都道府県工事事務費は、工事費の100分の1以下（千円未満切り捨て）とする。

4 留意事項

- (1) 該当がない場合もその旨ご回答をお願いします。
- (2) 会計検査院の平成19年度決算検査報告において、一部の補助事業者が補助対象経費や面積を誤って算定したため、高等学校産業教育施設整備費の交付を過大に受け、「不当事項」と指摘されました。つきましては、今後このような指摘を受けることのないよう、補助事業費の算定等の事務処理を適正に行うよう努めていただくとともに、貴管下の学校法人に対して周知して下さるようお願いいたします。
- (3) 平成26年3月31日付25文科初第1453号にて通知したとおり、高等学校産業教育施設整備費のうち、「特別装置事業」については補助要件を明確化したところなので、「特別装置事業」の整備計画がある場合、実験実習施設・設備の整備等についての「11 施設交付要綱別表1「特別装置」の取扱い」等を確認の上、特別装置事業整理票を提出願います。
- (3) 内定前に着手しますと補助の対象外となりますので、補助金の申請を予定している事業については、くれぐれも内定前に着手することのないようご留意願います。調整状況により前後しますが、施設は9月上旬、設備は8月中旬の内定を予定しております。
- (4) 本照会で計上していただいた事業について、そのことをもって交付決定されることが保障されるものではないことをご承知おき願います。
- (5) 予算を超える件数の申請があった場合は、圧縮して交付する可能性があります。
- (6) 設備の申請については新規・追加の法人が混在する可能性があることから、整備計画の提出、内定等の取扱いは「（別添）内定・交付決定手続等の整理」を参照願います。

(本件担当)

〒100-8959 東京都千代田区霞ヶ関3-2-2

文部科学省初等中等教育局参事官(高等学校担当) 付
産業教育振興室助成係

電 話 03-5253-4111(内線 2383)

FAX 03-6734-3727

E-mail sangyo@mext.go.jp